

基本仕様書

1 件名

(仮称)練馬区シェアサイクル計画策定補助業務委託

2 目的

(仮称)練馬区シェアサイクル計画(以下「本計画」という。)は、練馬区の「みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、ICT技術を活用したシェアサイクル(コミュニティサイクル)を用いて、区民の日常の移動手段のほか、地域の活性化や観光振興に資する新たな都市交通インフラを構築するため、利便性の高い地域公共交通手段として、練馬区にふさわしい規模や形態のシェアサイクルを導入する計画を策定するものである。

3 策定期間

本計画は、平成27年度および28年度の2か年で策定する予定である。ただし、契約行為は各年度の単年度契約とする。

4 業務内容

業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者の提案を基に、区と提案事業者の協議により仕様書を作成し決定する。

以下は、現在、練馬区が考える業務項目であるが、これに拘束されることなく、具体的な提案や自由な発想による効率的な提案を求める。

(1) 全体計画の策定(平成27年度)

全体スケジュール

シェアサイクル事業の基本理念および概要

先行実施自治体の調査

文献等による国外事例の調査

全体計画策定のための課題整理

利用需要の予測

想定される導入効果

本格実施時の規模策定

他自治体とのネットワーク化や災害時利用などの多面的な利用方法

(2) 実施計画の策定(平成28年度)

社会実験を含めた詳細な実施スケジュール

課題の抽出

社会実験区域の選定

関係機関との調整
区内他部署との連携
利用法用や料金体系
社会実験後の本格実施時期

(3) 庁内会議の運営支援（両年度）

議題の検討・調整
計画策定のための会議用資料の作成
会議への助言・記録作成

(4) 成果品の提出

全体計画・実施計画	各 100 部
上記の概要版	各 100 部
上記 の電子データ	各 1 部

5 参考資料

みどりの風吹くまちビジョン

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/vision/vision.html>

6 担当技術者

本業務を統括する主任技術者と、主任技術者を補佐する副主任技術者を必ず配置すること。なお、主任技術者と副主任技術者は本業務が完了するまで、その任にあることが望ましい。

7 支払

委託料は各年度の業務完了後、所定の手続きを経て、受託者の請求に基づいて支払う。

8 その他

- ・ 受託者は、本仕様書に定める業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。また、受託者は業務の一部を第三者に委託するときには、あらかじめ区の承諾を得なければならない。
- ・ 受託者は本業務の遂行にあたり知りえた情報等を外部に漏らし、または転用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- ・ 受託者が資料および成果物を作成する際は、著作権法、意匠法等知的財産基本法第2条にいう「知的財産」に関する法令を順守すること。
- ・ 本業務により作成した資料および成果物に関して所有権は練馬区に帰属し、理由の如何にかかわらず複写、複製および第三者への提供をしてはならない。
- ・ その他、本仕様書に定めのない事項については、区と受託者の協議により決定する。